# 行政書士法人メイガス国際法務事務所　健康管理規程

## 第１章 総則

（趣旨）
第１条 この規程は、行政書士法人メイガス国際法務事務所の職員（以下「職員」という。）の健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（健康管理を行う者）
第２条 職員の健康管理は、社員が行う。

（衛生思想の普及）
第３条 代表社員は、その管理を受ける職員（以下「被管理者」という。）に対し、衛生教育を施し、衛生思想の向上を図らなければならない。

（所内教育）
第４条 職員に対して行われる所内教育においては、健康管理に関する教育科目を設け、職員の衛生教育を行わなければならない。

## 第２章 保健

（定期健康診断）
第５条 社員は、被管理者に定期の健康診断を受けさせなければならず、その回数は、毎年度１回以上（法令で特に定めがあるものにあっては、その回数）とする。

（臨時健康診断）
第６条 社員は、次のいずれかに該当するとき、被管理者に対して臨時の健康診断を受けさせなければならない。
（１）職員が、継続して１月以上にわたり職場を離れて業務等を行うとき。
（２）職員に、学校への入校を命ずるとき。
（３）職員に、１月以上の臨時勤務又は出張を命ずるとき。
（４）留学等のため、職員に海外出張を命ずるとき。
（５）伝染性疾患の予防のため、健康診断の必要があるとき。
（６）権限ある行政機関から、臨時の健康診断の実施を指示されたとき。
（７）その他代表社員が必要と認めるとき。
２ 臨時の健康診断の結果、要休養又は要軽業の指示を受けた者に対しては、前項第１号から第４号までの命令権者は、当該命令を停止しなければならない。

（特殊健康診断）
第７条 社員は、有害な業務に従事する被管理者に対して、特殊健康診断を行わなければならない。

（健康診断による事後措置）
第８条 社員は、医師又は歯科医師の診断に応じ、適切な事後措置を採らなければならない。

（就業の禁止）
第９条 社員は、前条の事後措置の実施に当たり、次の各号に掲げる者を勤務に従事させてはならない。
（１）伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められる者
（２）心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
２ 前項の規定による就業の禁止は、医師の診断に基づいて行うものとする。

（健康診断の記録及び報告）
第１０条 社員は、健康診断の結果及びこれに基づいて採った事後措置については、 適正にこれを記録し、保存しなければならない。

（感染症対策）
第１１条 社員は、職場における感染症対策を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定に基づくもののほか、当法人における感染症対策に関する規程（感染症対策規程）により、実施するものとする。

（救急箱）
第１２条 職場等には、職員の救急の医療処置のため、必要な救急用具等を納めた救急箱を備えるものとする。

（受動喫煙防止）
第１３条 社員は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙を防止するため、職場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（体育活動等についての便宜供与等）
第１４条　代表社員は、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーショ

ンその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。